

ご意見への回答

令和 8年 3月31日
図 書 館 長

【件名】

県立図書館の利用の在り方について

【ご意見】

令和8年3月24日 福島市 50代

県立美術館「大ゴッホ展」来館者の他県の方、他市の方などが県立図書館へ立ち寄る場合の利用のあり方についての規定、きまり、周知方法などを定めてほしいです。

県政 150 年、震災から 15 年、DC キャンペーンのある大事な時こそ客観的考えのもとで対応していただきたいです。

図書館利用者も美術館来館者も両方の立場考慮で。

【回答】

福島県立図書館へのご要望、ご意見をありがとうございます。

当館は、福島県内外にかかわらず、どなたでもご利用いただける施設です。

ただし、資料の貸出については、福島県にお住まいの方、通勤・通学している方など以外の方にはできないこととしております。

貸出以外は同様に利用できますので、県外の方であっても図書館でのマナーを守っていただくよう県内の方同様をお願いしています。

例えば、入口に「利用される皆様が気持ちよくご利用いただけるようにご協力をお願いします」と、「利用者の皆様へのお願い」を掲示するなどしています。

館内で他の利用者のマナーについて不快に思うこと、気になることがあったときは、直接他の利用者に声をかけず、職員にお伝えください。

職員が対応させていただきますので、お気軽にお声掛けください。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)